

大谷ロー一丁目周辺地区

不燃化特区

瓦版

平成26年3月

第3号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

第2回

燃えにくい建物への建替え助成などに関する説明会を開催しました 不燃化特区事業による具体的な助成制度などについて説明しました

日頃から、板橋区のまちづくりにご協力いただき、誠にありがとうございます。

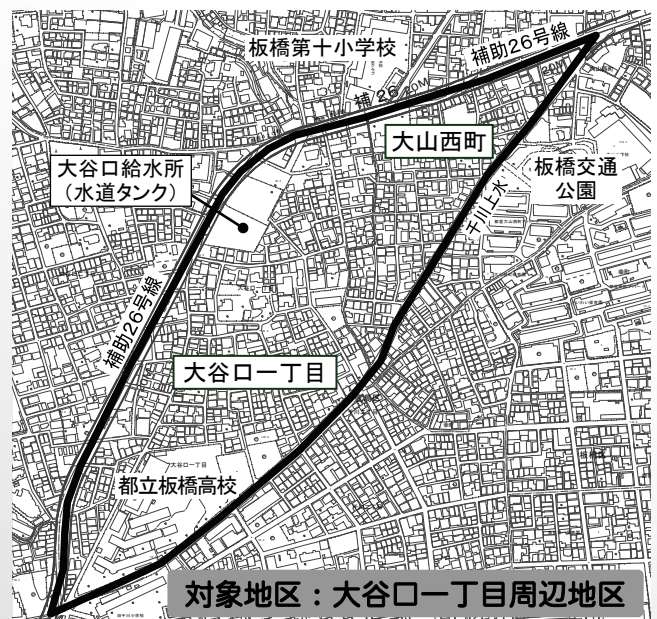
大谷ロー一丁目周辺地区は、不燃化特区事業による老朽建築物の建て替えや除却に対する助成金交付制度が、平成26年4月からいよいよスタートします。

平成26年2月14日（金）及び15日（土）に、不燃化特区事業での具体的な助成制度についての説明会を大谷口地域センターにて開催しました。

説明会当日は、近年まれにみる大雪となり、大変足元が悪いにもかかわらず、ご参加いただいた皆さんには、御礼申し上げます。

助成制度の詳しい内容については、助成案内パンフレット『不燃化特区事業 ◆助成金交付制度のご案内◆』をご覧ください。

説明会当日の様子



■ 説明会での主なご質問などをご紹介します ■

●助成を受けるための要件などについて

質問：この助成を受けて自宅を建替える場合、建物は隣地境界線から50cm離さないといけないのですか。

回答：不燃化特区の目的は、火災に強いまちをつくっていくことです。そのため、できるだけ延焼しにくいよう、隣地境界線からの距離を決めています。

質問：助成の対象となる老朽建築物について、耐用年限の2/3を経過したものとありますが、最近リフォームしていても建築当時の年数からカウントできるのですか。

回答：できます。区としては、リフォームしていても基本的に建築した時からカウントすることとしています。

●助成手続きの流れについて

質問：事前相談には、工事をお願いする事業者の方に同行してもらっても良いのですか。

回答：工事事業者の方もぜひご同行いただいでください。その方が、話がよりスムーズだと思います。

質問：既に、建築確認申請を出していますが、実際に建物を除却するのは平成26年4月以降です。そのような場合でも助成を受けられますか。

回答：この助成事業は、平成26年4月1日より開始します。助成手続きとして、工事契約の前に事業承認を受けなければなりません。そのため、大変申し訳ありませんが、既に建築確認申請を出している場合は、既に工事契約が終わっていると考えられるので助成の対象となりません。

質問：建物を除却後しばらくは更地のままにしておき、数年後に新築する場合でも助成を受けられますか。

回答：この助成事業は、古い建物を除却して燃えにくい建物に建て替えていただくことを目的としています。そのため、除却から新築までを1セットと考えており、同一年度内に確実に建て替えていただけるものに対して助成します。なお、更地にする場合の助成は、建て替えが困難な場合のためのものです。

●その他

質問：建替え相談など「専門家の派遣」をお願いする場合、費用はかかるのですか。

回答：費用は、無料です。派遣する専門家は、建築士を予定しています。ご希望の方は、区に申請してください。ご自宅に建築士を派遣します。

質問：今回の助成事業は、建替えを強制するものではないのですか。

回答：強制ではありません。建替えていただける方に対して助成いたします。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ

〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437

E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI